令 和 7 年

# 予 算 特 別 委 員 会

令和７年　３月12日　開会
令和７年　３月12日　閉会

西 川 町 議 会

# 令和７年西川町議会予算特別委員会会議録目次

第　６　号（３月１２日）

○議事日程……１
○出席委員……２
○欠席委員……２
○説明のため出席した者……２
○事務局職員出席者……２
○開議の宣告……３
○付託案件の審査・採決……３
○閉会の宣告……２３

令　和　７　年　３　月　１　２　日

令和７年西川町議会予算特別委員会

**議　事　日　程（第６号）**

令和７年３月１２日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　付託案件の審査

日程第　２　付託案件の採決

**出席委員（７名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 佐藤　大 委員 | ２番 | 飯野幹夫 委員 |
| ４番 | 荒木俊夫 委員 | ５番 | 佐藤　仁 委員 |
| ６番 | 佐藤光康 委員 | ７番 | 大泉奈美 委員 |
| ８番 | 佐藤耕二 委員 | | |

**欠席委員（２名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| ３番 | 後藤一夫 委員 | ９番 | 古澤俊一 委員 |

---

**説明のため出席した者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 菅野大志 君 | 副町長 | 内藤翔吾 君 |
| 教育長 | 前田雅孝 君 | 総務課長 | 佐藤俊彦 君 |
| つなぐ課長 | 松田淳一郎 君 | 企画財政課長 | 大泉　健 君 |
| 町民税務課長 | 吉見政俊 君 | 健康福祉課長 | 荒木真也 君 |
| みどり共創課長<br>兼<br>農委事務局長 | 渡邊永悠 君 | 観光課長 | 柴田知弘 君 |
| かせぐ課長 | 石川朋弘 君 | 建設水道課長 | 眞壁正弘 君 |
| 病院事務長 | 土田里香 君 | まなぶ課長 | 安達晴美 君 |
| 監査委員 | 古沢美代子 君 | | |

---

**事務局職員出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 飯野　勇 君 | 議事係長 | 鬼越晃一 君 |
| 書記 | 柴田歓那 君 | | |

開議　午前　９時３０分

**◎開議の宣告**

**○佐藤委員長**　おはようございます。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、予算特別委員会を開きます。

なお、３番、後藤一夫委員、９番、古澤俊一委員から、会議規則第２条の規定により、欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

---

**◎付託案件の審査・採決**

**○佐藤委員長**　ここで、本委員会に付託されました議第20号　令和７年度西川町一般会計予算から議第28号　令和７年度西川町農業集落排水事業会計予算まで審査・採決を行います。

審査・採決は会計ごとに行います。

なお、３月６日から11日までの予算特別委員会で会計ごとに担当課長から詳細に説明を受けましたので、この場での説明を省略します。

---

**◎議第２０号の質疑、採決**

**○佐藤委員長**　最初に、議第20号　令和７年度西川町一般会計予算を審査の対象とします。

審査の方法としまして、歳出から順次審査します。

質疑に入る前に、ご理解とご協力をお願いします。

質疑については、さきの議会運営委員会決定のとおり、審査区分ごとに１人１回で再々質問までとし、討論は省略します。

なお、これまでの特別委員会で質問した事項と重複する質問はなるべくしないようにお願いします。

また、質問される委員は、あらかじめ予算書、附属説明書などのページを示し、要点を整理して簡潔に質問されることを望みます。スムーズなる審査にご協力をお願いします。

また、答弁に当たられる幹部職員のほか、担当職員の議場への出入りを認めておりますの

で、ご了承願います。

それでは、一般会計歳出、第１款議会費、第２款総務費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

**○佐藤委員長**　では、質疑なしと認め、以上で第１款議会費、第２款総務費の質疑を終結します。

次に、第３款民生費、第４款衛生費、第５款労働費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、佐藤耕二委員。

**○８番（佐藤耕二委員）**　町民税務課の説明資料で７ページになりますけれども、３款１項１目、民生費で、モビリティ人材育成事業というのがあるわけです。

ここを見ますと、通院と買物の利便性向上を図るため、東部エリアの増便実証運行とデマンド型乗合タクシー「のってあべ」の上手な使い方の広報等を行うものということで、広報等を行うものに対して予算が1,590万ほどついているわけです、委託料ですね。この内容ですね、この人材育成事業の内容と委託等に関して答弁お願いしたいなと思います。

**○佐藤委員長**　吉見町民税務課長。

**○吉見町民税務課長**　ただいま佐藤委員からご質問がございました３款１項１目、モビリティ人材育成事業につきまして、その内容をご説明申し上げます。

こちらの事業は、本年３月10日から来月４月７日まで公募がございます国土交通省のモビリティ人材育成事業に関する予算でございます。これから申請するものでございますが、想定としましては、デマンド型乗合タクシー「のってあべ」の上手な活用方法や、待合スペース、待合時間の活用、一部上手に活用をいただいている利用者の方のご紹介や、その体験会など、これらを通し、行政だけではなく、委託業者、待合スペースの提供者、協力者、みんなで利用しやすい環境を考えていこうというものであります。

費用の積算の内容でございますが、免許返納を検討を促すものとして、待合スペースでのドライブシミュレーターのリース代、フレイルチェックといいまして、加齢による筋力の低下などを測定する人材の派遣委託料、さらに東部ルートの増便が主なものとなってございます。

以上です。

**○佐藤委員長**　８番、佐藤耕二委員。

**○８番（佐藤耕二委員）**　ありがとうございます。

そうしますと、今からこれいろいろご検討されるかと思いますけれども、免許返納のこととか、あるいはここを見ますと、デマンド型乗合タクシー「のってあべ」の使い方とありますので、もちろん買物弱者とか、あるいは交通弱者とかいうのにもかなり有効な事業だと思います。

それで、先ほどちょっとお聞きしましたけれども、この委託関係ですね、どういうふうになっているのかなと思ったんですけれども、その辺が今現時点で構いませんので分かればなと思います。

**○佐藤委員長**　吉見町民税務課長。

**○吉見町民税務課長**　現在、委託業者先は決まっておりませんが、想定といたしましては、県内でＭａａＳ、いわゆる乗り合いのいろんな仕組みを考えて展開している業者さん、実績のある業者さんが最適ではなかろうかなということで考えております。

以上です。

**○佐藤委員長**　８番、佐藤耕二委員。

**○８番（佐藤耕二委員）**　この事業を見させてもらったときに、非常に本当にいい事業だなと思っています。ぜひこれを広めていただいて、職員の方も大変でしょうけれども、やっていただきたいと思います。ＭａａＳというと、県内でも活躍しているという、今ありましたけれども、尾花沢あたりでもやっている業者かと思いますので、業者云々というよりも、この事業そのものが非常に高齢化の高い西川町では有効な事業だと思いますので、ぜひ前に進めるようにお願いしたいというように思います。

**○佐藤委員長**　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

**○佐藤委員長**　では、質疑なしと認め、以上で第３款民生費、第４款衛生費、第５款労働費の質疑を終結します。

では次に、第６款農林水産業費、第７款商工費、第８款土木費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番、荒木委員。

**○４番（荒木俊夫委員）**　２点お聞きしたいと思います。

１点目が６款１項３目、予算説明資料７ページになります。予算書は69ページから70ページです。発芽胚芽米の製造販売に要する経費であります。

ご説明の中で、今後、発芽胚芽米の製造設備については、故障した場合でも修繕は行わないということでありましたので、確認として、まず発芽胚芽米の製造は、ラインが故障したらもうしないということでよろしいのか。

あと、２点目が６款１項５目、予算説明16ページで、予算書では71ページであります。仁田山放牧場の運営費であります。

ご説明の中で、町内で畜産を行っているのは１事業者、農家はないということでありまして、来年度は放牧の予定がないということでありました。他市町の農家の方がいらっしゃるのかと思いますけれども、これについて、今後、仁田山放牧場をどのようにしていくのかご計画等がありましたらお答えいただきたいと思います。

**○佐藤委員長**　渡邊みどり共創課長。

**○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長**　お答えいたします。

まず１点目、発芽胚芽米製造施設につきましては、委員のご認識のとおり、発芽胚芽米製造プラントのほうにつきましては、今後、故障した場合は修繕いたしません。

もう一点目、仁田山放牧場の関係でございますけれども、西川町仁田山放牧場条例にもありますとおり、この設置の目的については、本町における畜産の振興を図るためであるというふうになっております。現時点ではということですけれども、町内の事業者からの放牧の希望が来年度ないようなことも聞こえてきておりますので、そうなってくると、町営牧場としての行政目的を失ってしまうのかなというふうに考えております。そのため、町外の農業者も利用している方もいらっしゃいますので、そういった方とも対話しながら、令和８年度以降どうやっていくかというのは検討してきたいと思います。

**○佐藤委員長**　４番、荒木委員。

**○４番（荒木俊夫委員）**　ありがとうございます。

発芽胚芽米、白い発芽胚芽米、定期的に購入されている方もいらっしゃいます。実は私も買っていまして、故障すればそこから製造できなくなるわけでありますので、例えば、いついつで製造は終わりますよとか、例えば、故障した場合には在庫があるだけは販売いたしますけれども、後は終わります、やっぱりこういった告知をしておかないと、町外の方でも定期的に購入されている方もいらっしゃいますので、そういった影響がないようにやっていただきたいなと思います。需要が落ちているということはよく存じ上げておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、仁田山放牧場について、課長おっしゃるとおり、牧場の本来の意味は課長おっしゃ

ったとおりであります。寒河江市とかで、近隣の市営・町営牧場というのは閉鎖ぞくぞくしておりまして、そういった面では西川町を頼りにしてくださっている農家さんもいらっしゃるわけですけれども、かなり町内の業者さん、大きい業者さんが放牧しないとなると頭数はかなり減ってしまうと。これに当町としても人件費を含むと年間500万ほどかけておるわけでございます。そういった面において、ほかにも農業振興しなきゃならないところがあるので、ぜひこの辺については、利用される業者さんも含めてよくご検討をしていただいて、結論を出していただきたいというふうに思います。

以上２点。

**○佐藤委員長**　答えは、答弁いいですか。

〔「あれば」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　渡邊みどり共創課長。

**○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長**　まず１点目、米月山、発芽胚芽米のほうにつきましては、委員のおっしゃるとおりだと思いますので、ただ、ちょっといつ壊れるか分からないというのがありまして、もしかしたら二、三年後かもしれないですし、もう来月止まるかもしれないというような状況ではございますが、ちょっと兆候とか見えつつあるような段階で、在庫限りですというような告知はさせていただけるようにしたいと思います。委託先とも相談させていただきたいと思います。

２点目につきましても、全くご指摘のとおりだと私も考えておりますので、どうしても、利用されている方もいらっしゃいますので、農業者の方の意見も聞きながらということになりますけれども、休牧も視野に入れて検討していきたいと考えております。

**○佐藤委員長**　では、ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で第６款農林水産業費、第７款商工費、第８款土木費の質疑を終結します。

次に、第９款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

１番、佐藤大委員。

**○１番（佐藤　大委員）**　１点お伺いいたします。

本冊の89ページ、10款１項３目教育振興費の区分18負担金、補助及び交付金の項目であります。

ここの項目に今年度は高校生等就学支援金が計上されておりません。若者や子育て支援事業として、高校に在学している子を持つ保護者へ学生１人当たり年額10万円を支給する制度でありますが、昨年度は123人分、1,230万円計上されておりました。今年度の予算書を見る限り、同じ項目にこの就学支援金の項目が計上されておりませんが、どういったわけなのか、廃止とか何かそのようなことがあるのか、その辺お伺いをいたします。

**○佐藤委員長**　前田教育長。

**○前田教育長**　お答えいたします。

廃止という方向なのかというふうなご質問でございましたが、そのような方向は考えておりません。ただ、さきの議会で、本件に関わってのアンケートについて、子どもの権利条約等に照らして配慮すべきだというふうなご指摘を受けましたので、来年度、その点については、その点を整理して進めてまいるべき問題だということで、今回の計上には至らなかったというようなところでございます。

**○佐藤委員長**　１番、佐藤委員。

**○１番（佐藤　大委員）**　先ほど町長も、議会控室のほうで別件のほうでちょっと説明があったんですけれども、制度があるなら財源がないからとかでやめることはないというようなことをおっしゃっておりました。

令和４年度は119名、令和５年度は126名、昨年度は123名の方が利用されておられます。令和４年、令和５年は個人版のふるさと納税のふるさとづくり基金を充当したと。あと、去年は過疎債のソフト分を使ったから、ちょっと資金が違ったんで執行が遅れたんだというような説明を前に教育長から伺っておりますけれども、だから予算ないわけではないべすし、恐らく……

〔発言する者あり〕

**○１番（佐藤　大委員）**　ないんですか。ない。

だから、その辺うまく予算を立てていただいて、ふるさとづくりの寄附金、ふるさと納税のほうも今年度は10億円を予定しているというような事業内容をお聞きしておりますので、そういった資金を何とかうまく運用していただいてやっていただきたい、このように思っておりますが、いかがなんでしょう、財源がないということですけれども。

**○佐藤委員長**　安達まなぶ課長。

**○安達まなぶ課長**　高校生の就学支援事業につきましては、単年度制度となっております。

以上でございます。

**○佐藤委員長**　１番、佐藤大委員。

**○１番（佐藤　大委員）**　単年度の制度だということ、了解しました。

でも、やはり最初から、まず資金を何とかして高校生たちに支援したいというところを表に出していただけると、親御さんたちも本当に安心するのでないかなと思いました。やっぱり通学費、部活とかに関わる費用とか、その他もろもろ、やはりこの今の物価高の状態で出費も多くて、保護者にとっては本当に大変ありがたい事業だと思います。

乳幼児から小中高と子育てにおいて幅広く手厚い支援をやっております西川町でありますので、住みやすいまちをつくるということを行っている当町にとって、何か逆行するような、やらないというと何かそういうふうに見えてまいりますので、ぜひ補正予算などを計上していただきまして、従来どおりの支援をしていただきたいと思うところであります。

以上です。

**○佐藤委員長**　では、ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で第９款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費の質疑を終結します。

次に、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費の質疑を終結します。

これで一般会計歳出の質疑は終了しました。

続きまして、一般会計の歳入について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

７番、大泉委員。

**○７番（大泉奈美委員）**　歳入の本冊の23ページです。13款１項３目、町民体育館分館使用料について、こちら５万円というふうな歳入予算になっております。

分館の中には水沢小学校の体育館も含まれておると思うのですが、昨年、家庭婦人バレーボール大会のために当地区で練習を４回ほどしました。しかしながら、トイレ使えない、手洗い場も使えないというか、水回り全然使用できないという形でありました。やはり体育館使いたいなと思っても、トイレにも行けないし、手洗いもないということで、今後、その水

回りの改修とかされるのかどうか、今後の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

**○佐藤委員長**　歳入の関係ですかね。先ほどの小学校の……

〔「総括で」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　体育館利用ですからね。施設管理。

〔「総括」と呼ぶ者あり〕

**○７番（大泉奈美委員）**　失礼いたしました。じゃ、後で総括で。

**○佐藤委員長**　では、ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

**○佐藤委員長**　では、質疑なしと認め、以上で一般会計歳入の一括質疑を終結します。

ここで一般会計歳入歳出予算について総括質疑に入ります。

さきに質問した内容と重複しないようにご協力をお願いします。

それでは、総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

７番、大泉奈美委員。

**○７番（大泉奈美委員）**　大変失礼いたしました。

先ほど申し上げたのですが、本冊の23ページの13款１項３目、町民体育館分館使用料５万円というふうになっております。

吉川とか水沢とか大井沢とか分館はございます。昨年使ったところではありますが、トイレ、水回りが全然使えませんでした。前に水漏れがして、多分止めたという経過は知っておりますし、その後、やはりせっかくある体育館なのに使わないというのは、西部地区といいますか、向こうのほうにとっては非常に不便なことかと思います。あそこは２階に体育館がありまして、水回りとかトイレとかの整備をするにはちょっと財源が必要かなというふうには思うんですけれども、ぜひ、今後、その修復とかしていただきたいなというふうには思うんですが、そのお考えをお伺いします。

**○佐藤委員長**　安達まなぶ課長。

**○安達まなぶ課長**　大泉委員のご質問にお答えいたします。

水沢小学校の体育館のほうが分館になっておりますので、水、トイレ等、全然使えないというところで周知もしないままにお使いいただいたということになったかと思います。そちらにつきましては、使えないということであれば、そういう周知もしながら、利用のほうを確認させていただくということが必要だったと思っております。

トイレの修繕につきましては、今後、どのぐらいかかるかも確認しながら、今後、その金額も確認しながら進めて、どのように修繕するかどうかも含めて考えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○佐藤委員長**　７番、大泉委員。

**○７番（大泉奈美委員）**　確かに使用する回数は少なくて、どれくらいの頻度があるかというふうなことが基準点にもなるかとは思いますが、やはりトイレも水回りもない、せいぜい使って、トイレ我慢して、いや、２時間ぐらいかな。いや、子どもが来て、「ママ、おしっこ」と言っても、じゃ、そのときはおばあちゃんがいて、「じゃ、トイレ使えないから帰っぺは」と言って帰ったということもあったんですけれども、せっかくある体育館ですから、ちょっと町としても利活用を考えていただきたいというふうに思います。課長の答弁のとおり、今後考えていくということでございましたので、答えは結構ですけれども、よろしくお願いします。

終わります。

**○佐藤委員長**　ほかにありませんか。

２番、飯野委員。

**○２番（飯野幹夫委員）**　２点質問させていただきます。

１点は、13款１項５目の社会教育施設使用料というふうな形なんですけれども、大井沢の匠館です。以前、私、一般質問の質疑の中でも、あまりにも安いんじゃないかというふうな形で提案させていただきましたけれども、その辺の価格の修正を考えていらっしゃるのかどうかを質問させていただくのと、それから同じ社会教育施設の10款１項で、あいべの駐車場なんですけれども、イベントを開催する際に、大変混雑してなかなか駐車場のスペースが取れないというふうな問題が利用者から出ていると思いますけれども、その辺の対応策についてどのように考えていらっしゃるのか、この２点を質問させていただきます。

**○佐藤委員長**　柴田観光課長。

**○柴田観光課長**　飯野委員のご質問の１点目の大井沢匠館の入館料改定関係についてお答えを申し上げます。

匠館の入館料につきましては、昨年６月に議会のほうで上程させていただいて制定させていただいた条例の中で、歴史文化観光施設条例という条例を制定させていただきまして、その中で大井沢の自然と匠館、あと丸山薫記念館、歴史文化資料館について、入館料等も定めさせていただいたところになっております。こちらは、料金といたしましては、現段階では

まだその改定云々については当然考えていないものでございます。

１点には、大井沢のほうの匠館につきましては、当然、大井沢の温泉館なども含めて大井沢全体での利活用という部分も考えながらの中での調整等も出ますでしょうし、また、先ほど申し上げましたとおり、歴史文化観光施設ということで、匠館や丸山薫記念館、また、今無料としています歴史文化資料館など、そちらとの調整も出てくるかと思っております。

また、当然ですけれども、こちら料金改定の部分につきましては、ニーズといいますか、そちらの上げたほうがいいんじゃないかとか、そういう声が当然大きく多くなって、こちらのほうにも当然届いてくるというような形が出てきましたら、その際は考えていく形にさせていただきたいと思いますけれども、まずは委員からのご提案、意見として頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

**○佐藤委員長**　もう一点。

安達まなぶ課長。

**○安達まなぶ課長**　あいべの使用時の駐車場のスペースの問題のご質問についてお答えいたします。

大変多くの方にご利用いただきまして、あいべの駐車場スペースがいっぱいになるということもございます。そういう際につきましては、周辺で利用させていただける駐車場をお借りするというふうにお願いしていることもございました。また、西川小学校の駐車場のほうにご移動いただいて、そこから乗り合いで来ていただくような手だてもお願いしているような状況もございます。スペースが決まっているものですから、その点につきましては、ご利用者の皆様方からご理解いただいて使っていただいているというような状況になっております。

以上です。

**○佐藤委員長**　飯野委員。

**○２番（飯野幹夫委員）**　ご回答ありがとうございます。

１点目の大井沢の匠館に関しては、私もいろいろと、ほかの例えば資料館とか、そういうのを調べてみると、県立博物館が300円、大人、小学生というか学生が150円、米沢資料館が大人500円の学生300円、それから酒田が大人が800円の学生が400円、本間美術館は1,100円の500円と、それから大井沢の匠館は何と大人が200円で子どもが100円と、子どもというのも中学生以下が100円、幼児は無料というふうな形になっています。

以前も申しましたけれども、あの匠館にある哺乳類とか猛禽類、昆虫の剝製というのは、

東北管内においても、非常に展示数、質の高いものであると思っております。ぜひ、入館料、例えば、大人ワンコインぐらい、500円ぐらいにするとか、子どもはそのままとか、逆に無料にするとかというような形の見直しをやって、もっともっと多くの方から見ていただく工夫をすべきだというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。今現在は何か年間3,000人以上まだ来ているみたいですので、もっと多くの方に来て、そういう施設を利用すれば、相乗効果が出てくると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、あいべの駐車場に関しては、ＴＲＡＳがもともと駐車場として利用されていたんで、ＴＲＡＳが施設として今活用されているわけですので、先ほど課長から答弁あったとおり、周辺に例えば東泉寺の駐車場が整備されたとか、きらやか銀行さんとか間沢郵便局さんとか、そういう方々からの協力を得るために、土日が集中すると思いますので、協定を結ぶとかの考え方をぜひやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○佐藤委員長**　柴田観光課長。

**○柴田観光課長**　１点目の匠館料金改定の件、もう一度こちらのほうでもお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどご提案ありましたとおり、他の施設に比べれば当然お安いというところは現状いただいております。また、おかげさまで、観光施設にしたことで匠館でのイベントを多数、前年よりも多く開催しているところもありまして、毎年ここ数年、入館料の予算額は52万円ですかね、そちらで計上させていただいているところなんですが、委員からありましたとおり、この12月までの段階でもう昨年よりも200名近く、昨年全体１年通したところよりも200名近く入館者が多くなっている状況です。そちらもありまして、まだ調定額ではありますが、入館料も予算額を超える額を今年度はもう頂戴できる見込みでなっております。

そのように、観光としての利用が増えているという点も当然ありますので、ただいまのご意見をいただいた中身も加味させていただきながら、例えば町民の方の料金と町外からいらっしゃる、当然関係人口も見据えたところですので、関係人口の方などの料金設定をちょっと区分するなどといった考え方なども含めながらですけれども、今後検討をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

またあわせまして、２点目の駐車場関係、イベントの関係もありますので、私のほうからお答えをさせていただきますと、今の協定関係いただきましたけれども、例えば昨年の夏祭り、花火大会をした際なども、当然、東泉寺さんのほうにお話しかけをさせていただきながら、東泉寺さんとか、下の銀行さん、跡地なども含めて、その都度都度イベントの際にお借

りをさせていただいて駐車場を利用させていただいているところです。

また、うちの町、やっぱり町場のほうでイベントをさせていただこうとすると、駐車場問題が必ず出ますので、大きなイベントの際にはシャトルバスの運行など、そういうものを当然一緒に考えていく形を取らせていただいております。

また、直近のイベントになりますと、この３月にあいべのほうで山響さんのコンサートあるわけですが、こちらも山菜の日のＴＲＡＳでのイベントと合わせた日付になっております。おかげさまで、山響のイベントも、200名のところ、もう200名近くの方にお申込みいただいているので、そういう点も加味しながらですが、こちら私のほうとかせぐの石川課長のほうで連携させていただきながら、ＴＲＡＳの山菜の日のイベントのお客さんの入り込みの状況とかも当然見ながらですけれども、あとあわせて、同じ町民体育館を使うようなバレー関係とか、そういう大会と重複しないような形のところの調整もさせていただきながら、駐車場を混雑しないような形を取らせていただきたいというふうには考えておりますので、都度都度そういう形で対応させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

**○佐藤委員長**　ほかにありませんか。

１番、佐藤大委員。

**○１番（佐藤　大委員）**　本冊の89ページで、先ほどと同じページになりますが、教育振興費の中に夏祭り・花火大会実行委員会負担金というのがありまして、この教育振興費、ここまたいで実行委員会のほうに行くんだと思いますが、花火大会の主体は実行委員会がやるんだと思いますけれども、町としてはどのような流れで開催するのかということをちょっとお聞きいたします。

**○佐藤委員長**　答えられるかどうか。

〔発言する者あり〕

**○佐藤委員長**　じゃ、佐藤大委員。

**○１番（佐藤　大委員）**　すみません。まだ、近々になれば大体内容的なものも固まってくるんだと思いますけれども、一応、要はこの花火大会の実行委員会で使う資金というものを教育振興費という中から出していると。これ、デジ田とか何か、要はそっちから持ってきて、またいでいるんだろうなというか、もう一括してそのやつも取れているのかなと。教育費の中でお祭り的なものをやるということは、町の課の主体となるのは観光課なのかなと。

あと、それに伴って、いろいろな課もまたいでやらなければならない事業だと思いますので、この予算取りは教育振興費という形で教育費から出しているんでしょうけれども、あと

の活動に関しては丸投げでそこの委員会がやるんでなくて、それを運営していく上では町でやらなきゃならないんで、観光課が主体なんだけれども、観光課がこうやってこういうことをやるんだよと、こまいことじゃないけれども、大まかな今回の予算取りと実行するこの流れをお聞きしたいなということでした。

**○佐藤委員長**　答えられる範囲で答えてください。

町長。

**○菅野町長**　決まっておりません。

**○佐藤委員長**　ほかにありませんか。

４番、荒木委員。

**○４番（荒木俊夫委員）**　２点お願いしたいと思います。

１点目については、町民税務課所管の事業でありますけれども、２款１項５目、資料の１ページ、予算書45ページから49ページ、ここに集落支援員の委託として月山観光タクシーに２名、1,000万とあります。あと、３款１項１目、資料６ページ、予算書56ページから58ページ、ここに路線バスの運行経費ということで総額１億1,000万、委託料8,500万とあります。あと、10款１項３目、資料の11ページで、予算書86ページから89ページ、ここにスクールバスの運行経費ということで総額6,100万、委託料3,900万とあります。

路線バス並びにスクールバス、これはうちの町の公共交通機関の重要なインフラであります。これを運行していくためには、町内に１社しかございませんタクシー会社、月山観光タクシーに委託するしかないというふうに思っておりますけれども、現在、結構、運転士さん不足というふうに社会のほうではよく言われておりまして、こういった関係も含めて、今回多分、集落支援員の委託とか、あと委託料の増としているというふうに理解をしておるんですけれども、この委託を受けている会社における重要なインフラを支える運転士さんの充足状況というのは、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

**○佐藤委員長**　吉見町民税務課長。

**○吉見町民税務課長**　ただいまの荒木委員のご質問、集落支援員並びに路線バス、スクールバスに対する集落支援員の配置ということと理解しておりますが、集落支援員のお二人につきましては、路線バス、スクールバス、双方の運転業務に従事されております。

さらに、運転手の充足についてのご質問でございますが、令和６年度より労務単価の大幅な基準を見直ししております。その結果、現在、ドライバーは充足していると委託業者のほうからご報告いただいております。

以上です。

**○佐藤委員長**　４番、荒木俊夫委員。

**○４番（荒木俊夫委員）**　やはり人が運転するものでございますから、ぜひ単価も上げていただいて人を確保していただいて、重要なインフラ、安全運行ができるように今後もご指導をお願いしたいと思います。

あと、もう一点なんですけれども、８款３項１目、建設水道課になりますけれども、資料は５ページから６ページ、予算書は81ページになりますけれども、町営住宅の関係でございます。

町営住宅、転入者が増えているということで、町営住宅についてはかなり増やしていただいて、その需要に対応しているというところだと思います。７年度の予算にもアパートの実施設計費用ということで計上もされております。

そこで、今、町営住宅どの程度空いているのか、もしお分かりでしたら、これと、あと今後、住宅需要に応えるための計画、こういった計画があるとすればお聞かせ願いたいと思います。

**○佐藤委員長**　眞壁建設水道課長。

**○眞壁建設水道課長**　荒木委員のご質問ですが、町営住宅の空き状況ということでありますが、今現在５部屋ほど空いております。みどり住宅の３ＬＤＫが２部屋、あとコーポ睦合が３部屋となっております。ただし、みどり住宅のほうは２部屋のうち１件、ちょっと問合せ中であります。ということで、空き状況です。

町営住宅の計画ですけれども、これにつきましては今後策定していこうかなというようなことで考えているところであります。

以上です。

すみません、問合せということでありますが、申込みしたいといったような前向きな問合せをいただいているところであります。

以上です。

**○佐藤委員長**　４番、荒木委員。

**○４番（荒木俊夫委員）**　もう空き部屋はほとんど数からいけば少ないと。やはりいろんな方が西川町においでになるということでありますので、ぜひ受入れ態勢を十分できるように今後もご計画をお願いしたいと思います。

これで終わります。

**○佐藤委員長**　ほかにありませんか。

８番、佐藤耕二委員。

**○８番（佐藤耕二委員）**　今、荒木委員からあった項目のところなんですけれども、説明資料で町民税務課の６ページで、３款１項１目、路線バス、それから同じく10款１項３目のスクールバス運行なんですよね。

これを見ますと、やはり総額が路線バスだけで見ると１億1,000万ぐらい、それからスクールバスのを見ますと6,190万ぐらいあるわけです。合計１億7,000万ぐらいこのスクールバスと路線バスに経費がかかっていると。この中で、ちょっと先日の委員会のものと重複しますけれども、マイクロバスの購入が２台予定しているということで、いずれも1,450万から80万ぐらいの予算を組んでいるということで、かなり大きな金額を使っていらっしゃるんですね。

寒河江市が負担分があるわけですけれども、寒河江市の運行分ですね、これ収入の歳入を見ますと、民生使用料ということで路線バス使用料ということで693万3,000円ほど収入の中に入っております、歳入の中に入っております。そうしますと、約700万なんですけれども、これ700万が、先日の委員会の席上で聞いたら、来年度に向けて1,000万ぐらいのつもりで考えているということがあったわけです。そうしますと、寒河江市のほうで、今、当然議会が行われているわけで、いろいろ検討されていると思いますけれども、寒河江市との間に協定書といいますか、何ていうんですか、覚書といいますか、そのようなものがあるんではないかと思いますけれども、この案分の計算方法なんていうのは変更されているかと思いますけれども、その辺の状況なんかを教えていただければなというふうに思います。

**○佐藤委員長**　吉見町民税務課長。

**○吉見町民税務課長**　ただいまの佐藤委員のご質問、寒河江市からの路線バスにおける負担金の協定書についてというお問合せでございます。

こちらについては、令和６年４月１日時点で協定書の取り交わしを改めて行っております。それまでは平成29年４月１日で西川町が山交バスが撤退する路線を代替で運行し始めたということをきっかけといたしまして取り交わしておりましたが、昨年４月１日に改めて協定書を取り交わしておりまして、基本協定と年度協定、さらに覚書の３本立てといたしております。これは特徴的なところを申し上げますと、年度協定というものは、前年の負担金を基に毎年見直すというものになってございます。

これまでは、一本の協定書に基本の協定額、負担額を記載しておりまして、その都度その

金額内で収まるように調整してまいりましたが、昨今の物価高騰、あとは人件費の高騰によりまして、さらに途中、消費税増税などもございまして、これらを見直すこととなりました。今年度につきましては、佐藤委員おっしゃったとおり、その基準額を超える見込みとなっておりまして、これは寒河江市の担当課と昨年末から調整いたしておりまして、寒河江市において３月の定例議会に補正予算を上程するということで聞いております。

協定の計算書の内容でございますが、これまでは路程の距離案分ということになってございましたが、それに加えて、乗車率なども勘案して率を毎年見直していくというようなことの内容となってございます。

以上です。

**○佐藤委員長**　８番、佐藤耕二委員。

**○８番（佐藤耕二委員）**　ありがとうございます。

今まで700万だったのが、寒河江の議会通ればでしょうけれども、1,000万近くなるということなんで、計算方法としても、私ども当初聞いていたのは、距離の案分だというふうにお聞きしていたわけです。今、乗車率もということですので、今までずっと見ますと、路線バスとスクールバス関係見ますと、西川町は車庫なんかも建てて、あるいはスクールバス、路線バス、バスもしょっちゅうというか時々更新しながらやってきて、多大なるお金がかかっているわけですから、その辺が寒河江市の案分がもっとあってもいいんでないかなというふうに思っていたわけで、1,000万が適当かどうか私は全然分かりませんけれども、計算方法がきちんとあるということなんで、それに沿って、毎年年度で行うということなんで、その辺はしっかり行っていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○佐藤委員長**　菅野町長。

**○菅野町長**　ご質問ありがとうございます。

負担金のところは、寒河江市ともうまく調整していかなくてはいけないと思っています、私らも。ですので、事前に予算案提示の段階で、寒河江市から、過去にあったということでございますけれども、西川町の負担を、案分を増やすというようなことが、町民税務課と寒河江市の担当課のほうで、そういう要求がもし来ましたら、過去からも、私と寒河江市長のほうに伺って、なぜだとか、そういうこともお聞きして、過去にご納得していただいて元に落ち着いたということにも過去もありますので、そういった西川に不利なふうに予算がなされたときは、私も調整に寒河江市長とコミュニケーションを取ってまいりたいと思っていま

す。

**○佐藤委員長**　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で一般会計歳入歳出予算についての総括質疑を終結します。

これで議第20号　令和７年度西川町一般会計予算についての質疑は十分に尽くされたと思いますので、審査を終結します。

それでは、討論を省略し、採決します。

議第20号　令和７年度西川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○佐藤委員長**　全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は10時40分とします。

休憩　午前１０時２３分

再開　午前１０時４０分

**○佐藤委員長**　休憩を閉じ、会議を再開します。

---

**◎議第２１号の質疑、採決**

**○佐藤委員長**　次に、特別会計、企業会計の審査を行いますが、会計ごと歳入歳出一括しての質疑とします。

初めに、議第21号　令和７年度西川町国民健康保険特別会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第21号　令和７年度西川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○佐藤委員長**　全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

---

**◎議第２２号の質疑、採決**

**○佐藤委員長**　次に、議第22号　令和７年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第22号　令和７年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○佐藤委員長**　全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

---

**◎議第２３号の質疑、採決**

**○佐藤委員長**　次に、議第23号　令和７年度西川町後期高齢者医療特別会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第23号　令和７年度西川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○佐藤委員長**　全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

---

**◎議第２４号の質疑、採決**

**○佐藤委員長**　次に、議第24号　令和７年度西川町介護保険特別会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第24号　令和７年度西川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○佐藤委員長**　全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

---

**◎議第２５号の質疑、採決**

**○佐藤委員長**　次に、議第25号　令和７年度西川町病院事業会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第25号　令和７年度西川町病院事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○佐藤委員長**　全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

---

**◎議第２６号の質疑、採決**

**○佐藤委員長**　次に、議第26号　令和７年度西川町水道事業会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第26号　令和７年度西川町水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○佐藤委員長**　全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

---

**◎議第２７号の質疑、採決**

**○佐藤委員長**　次に、議第27号　令和７年度西川町公共下水道事業会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第27号　令和７年度西川町公共下水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○佐藤委員長**　全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

---

**◎議第２８号の質疑、採決**

**○佐藤委員長**　次に、議第28号　令和７年度西川町農業集落排水事業会計予算を審査の対象とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第28号　令和７年度西川町農業集落排水事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○佐藤委員長**　全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり可決されました。

---

**◎閉会の宣告**

**○佐藤委員長**　以上、本委員会に付託されました令和７年度西川町一般会計・特別会計・企業会計予算については、原案のとおり全て可決されました。

なお、委員会報告書の作成については委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長**　異議なしと認めます。

これをもって予算特別委員会を閉会します。

ご協力いただき誠にありがとうございました。

閉会　午前１０時４５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

委　　員　　長